

倉敷市成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大について

1 事業目的

判断能力が十分でない認知症高齢者等に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度の利用に係る費用（後見人等への報酬）を助成することにより、認知症高齢者等の福祉の増進を図るもの。

2 改正理由

高齢化に伴い認知症高齢者等が増加している中、成年後見人等への報酬を負担することが困難な低所得者等に対して、助成要件を拡大することで成年後見制度の利用促進を図る。

3 改正内容

(改正前)

助成要件

被後見人等が生活保護受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる者で、倉敷市長が成年後見等開始審判申立てを行った場合に限る。

(改正後)

助成要件

被後見人等が生活保護受給等により後見人等への報酬の負担が困難と認められる者で、市長申立てに限らず、本人や親族が申立てを行った場合を含む。ただし、後見人等が親族である場合は、助成対象としない。

4 助成対象となる経費

後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）への報酬

※家庭裁判所で審判決定した報酬額を対象とし、対象者の区分により次の上限を適用する。

在宅者 月額 28,000円

施設等への入所者 月額 18,000円

5 施行日

平成24年10月1日